

付 議 第 6 号

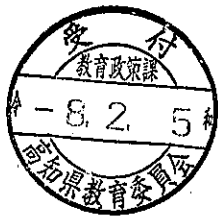
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和8年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

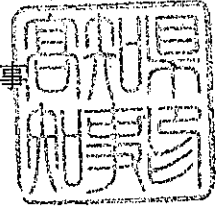
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 441 号
令和 8 年 2 月 4 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 8 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 8 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
- 2 高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
- 3 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部
を改正する条例議案
- 4 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議
案
- 5 令和 8 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 6 令和 8 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 7 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 8 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 6 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第21条の改正規定中「額とする。」を「額とする。ただし、旅行命令権者が次の各号に掲げるいずれかの家財の運送のみでは転居することが困難であると認めるときは、現に行った次の各号に掲げる家財の運送の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる方法により算定される額の合計額とする。」に、「当該額とする方法とする」を「当該額とする方法とする（この項ただし書の規定によりそれぞれ同項各号に掲げる方法により算定される額を合計する場合は、この限りでない。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料 1

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の一部改正を考慮し、職員の転居費について、家財の運送に際して運送業者及び宅配便等を併用した場合の算定方法を追加しようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

第21条を次のように改める。

（転居費）

（転居費）

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。以下同じ。）の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、旅行命令権者が次の各号に掲げるいずれかの家財の運送のみでは転居することが困難であると認めるときは、現に行った次の各号に掲げる家財の運送の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる方法により算定される額の合計額とする。

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。以下同じ。）の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

（1） 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。
ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合は、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。

（1） 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。
ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合は、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。

（2） 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80

（2） 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80

条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする方法とする
(この項ただし書の規定によりそれぞれ同項各号に掲げる方法により算定される額を合計する場合は、この限りでない。)。

2・3 略

条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする方法とする。

2・3 略

1 条例改正の趣旨

- ✓ 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の一部改正を考慮し、**職員の転居費について、家財の運送に際して運送業者及び宅配便等を併用した場合の算定方法を追加しようとするもの**

【参考】省令改正の概要

■ 転居費の算定方法の追加（国家公務員等の旅費支給規程の改正（令和8年4月1日施行））

現行 家財の運送を ①運送業者等が行う場合 ②旅行者が宅配便等により行う場合 の個々の算定方法のみを規定

改正後 転居の実態を踏まえて、①・②の方法を併用した場合の算定方法を追加する

2 条例改正の内容

| 新 | 旧 (令和8年4月1日時点) |
|---|--|
| (転居費) | (転居費) |
| <p>第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（略）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。<u>ただし、旅行命令権者が次の各号に掲げるいずれかの家財の運送のみでは転居することが困難であると認めるときは、現に行った次の各号に掲げる家財の運送の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる方法により算定される額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合は、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。</p> <p>(2) 旅行者が宅配便（略）その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと前号の規定により算定した額を超えるときは、<u>当該額とする方法とする（この項ただし書の規定によりそれぞれ同項各号に掲げる方法により算定される額を合計する場合は、この限りでない。）</u>。</p> | <p>第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。以下同じ。）の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。</p> <p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、2以上の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、任命権者が知事と協議して定める要件を満たす場合は、1の運送業者に見積りをさせ、当該運送に要する額を転居費の額とする方法とする。</p> <p>(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと前号の規定により算定した額を超えるときは、<u>当該額とする方法とする。</u></p> |